

木造住宅耐震診断・耐震改修費一部補助

地震への備えはできていますか

問い合わせ 建設課建築室 ☎内線4216

市では、地震による倒壊などの被害から市民の生命や財産を守り、安心・安全で機能的なまちづくりを推進するため、既の実施している木造住宅耐震診断者派遣事業に加え、本年度から木造住宅耐震改修補助事業を実施します。

木造住宅耐震診断者派遣事業

耐震診断者による耐震診断を行い、結果をお知らせします。

対象住宅

①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅、または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの)
②在来軸組工法で建築した平屋建て、または2階建ての住宅

対象者

①対象住宅の所有者かつ居住者
②市税の滞納がない人
募集戸数 20戸(先着順)
費用 無料
※耐震診断者の交通費相当額は負担していただきます

用いる物 印鑑、住宅が建てられた当時の資料(確認通知書、公庫設計審査書副本、平面図など)

耐震改修工事費の一部を補助します。

木造住宅耐震改修補助事業

①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅、または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの)
②在来軸組工法で建築した平屋建て、または2階建ての住宅

対象住宅

①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅、または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの)
②在来軸組工法で建築した平屋建て、または2階建ての住宅

③個人が所有し、かつ居住するための住宅(貸家を除く)

④耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある、または高い」と診断された住宅

対象者 ①対象住宅を所有、または居住する人

②世帯全員が市税などを滞納していない人

対象工事 市内に本店、支店、主たる事業所を有する人、または対象住宅を建築した人に発注する耐震改修工事

※「倒壊しない、または一応倒壊しない」となる耐震補強工事とする

対象経費 耐震改修設計費・工事費、工事監理費

補助金額 補助対象経費の3分の1以内で、50万円を限度

申し込み 5月1日(火)から建設課建築室へ

※必ず工事着工前に書類を提出してください

平成24年度から26年度までの介護保険料が決まりました

問い合わせ 高齢福祉課介護保険係 ☎内線77253

介護保険料は、今後3年間で1期として介護サービスがどのくらい必要になるかを推計し、65歳以上の人口などにより基準額を算定した後、世帯の課税状況や本人の収入、所得に応じて保険料の年額が決定されます。

今期は、準備基金(前期の余剰金)や財政安定化基金の取り崩しを行い保険料の抑制を図りましたが、高齢者の増加、それに伴う介護サービス費などの増加が見込まれるため、大幅な増加となりました。

主な変更点は次のとおりです。

- 特例措置の創設・継続 低所得者対策として、第3段階に特例措置を創設し、第4段階の特例措置を継続しました
- 基準所得金額の変更 介護保険法施行規則の改正により、基準所得金額が200万円から190万円に引き下げられました

平成24年度から平成26年度までの保険料所得段階区分

65歳以上の人の保険料は、賦課基準日の世帯状況と市民税の課税状況により、7つの所得段階に分けられます。

※4月1日現在で65歳以上の人は4月1日、年度途中で65歳に到達した人は65歳到達日が賦課基準日です

所得段階	該当要件	調整率	H24~H26 保険料	H23 保険料	差額
第1段階	生活保護受給者、または高齢福祉年金受給者(※)で世帯全員が市民税非課税の場合	基準額×0.50	26,300円	21,500円	+4,800円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	基準額×0.50	26,300円	21,500円	+4,800円
第3段階(特例)	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円以下の人	基準額×0.65	34,200円	-	新設
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、上記に該当しない人	基準額×0.75	39,400円	32,200円	+7,200円
第4段階(特例)	本人が市民税非課税かつ同一世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	基準額×0.90	47,300円	38,700円	+8,600円
第4段階	本人が市民税非課税で、同一世帯内に市民税課税者がいる人	基準額	52,600円	43,000円	+9,600円
第5段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円未満の人	基準額×1.25	65,700円	53,700円	+12,000円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	基準額×1.50	78,900円	64,500円	+14,400円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.75	92,000円	75,200円	+16,800円

※高齢福祉年金は、明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金です

沼田市介護保険運営協議会委員を募集します

問い合わせ 高齢福祉課介護保険係 ☎内線77263

市では、高齢者の皆さんが健康で心豊かに自分らしく充実した暮らしができるような地域づくりを目指して、「生き生き長寿のまちづくり計画」を策定し施策を実施しています。この計画や介護保険事業について、市民の皆さんの意見を反映させるため介護保険運営協議会委員を募集します。

募集人員 第1・2号被保険者代表各4人(応募多数の場合は、抽選)

応募条件 介護保険制度や高齢者保健福祉全般に関心がある人で、次の条件にすべて該当する人(基準日は6月1日)

①第1号被保険者代表は満65歳以上、第2号被保険者代表は満40歳以上満61歳以下の人

- ②1年以上本市に居住している人
 - ③平日に開催する協議会に参加できる人
 - ④市介護保険運営協議会の公募委員に就いたことのない人
- 任期 6月から3年間(年に4回から6回の協議会を予定)
- 報酬 「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の規定に基づき支払います
- 申し込み 応募用紙に必要事項を記入し4月26日(木)までに、直接または郵送で〒378-8501沼田市西倉内町780番地沼田市役所高齢福祉課介護保険係へ(郵送は必着)
- ※応募用紙は、高齢福祉課介護保険係(東原庁舎1階)と白沢町・利根町振興局にあります

住宅リフォーム促進事業を開始します

問い合わせ 建設課建築室 ☎内線4216

市では、住宅環境の質を向上するために行う工事費の一部を補助します。

対象工事

- ①住宅の機能や性能を維持、または向上させるために修繕などを行うこと
- ②市内施工業者により行われる工事であり、工事費(税込み)が20万円以上であること
- ③併用住宅の場合は、居住部分のみ
- ④本年度中に工事を完了し、報告書が提出できること

対象者

①住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている人、または外国人登録法に基づき、本市の外国人登録原票に登録されている人

- ②世帯全員が市税などを滞納していない人
- ③世帯の中に前年の所得額が600万円を超える人がいない人
- ④市が実施するその他の住宅に対する助成制度を利用していない人

補助金額 工事費の10パーセント以内(10万円を限度)

申し込み 5月1日(火)から建設課建築室へ
※必ず工事着工前に書類を提出してください

